

避難所における新型コロナウイルス 感染症対策のポイント

令和4年3月

**島根県防災部
防災危機管理課**

目 次

1. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた住民への周知	1
(1) 全ての方への周知	1
(2) 自宅療養者、濃厚接触者への周知	1
2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の開設準備	1
(1) 健康な者の避難所滞在スペースレイアウトの検討	1
(2) 発熱者等（濃厚接触者、自宅療養者を除く）の専用スペースの設置、 レイアウトの検討	2
(3) 避難所のレイアウト変更に伴う収容人数変更への対応	2
(4) 避難受付のレイアウト・感染予防対策の検討	2
(5) 運営スタッフの感染予防対策の検討	2
(6) 濃厚接触者への対応	3
(7) 自宅療養者への対応	3
3. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の運営方法の検討	4
(1) 人権侵害の防止	4
(2) 基本的な感染症対策の徹底	4
(3) 避難者の健康管理、保健指導	5
(4) 生活ルールの徹底	5
(5) 食料、物資の配布方法の検討	6
(6) 濃厚接触者、自宅療養者への対応	6
4. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災物資の備蓄	6
(1) 感染症対策で必要となる防災物資の備蓄	6

(2) 県の防災備蓄物資の状況	6
5. その他	7
(1) 避難所閉鎖時の対応	7
(2) 要配慮者への配慮	7
(3) 収容人数等の周知	7
別添資料一覧	8

避難所における新型コロナウイルス感染症対策のポイント

1. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた住民への周知（別紙1）

（1）全ての方への周知

- ・新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には浸水想定区域や土砂災害警戒区域など危険な場所にいる人は避難をすることが原則であること
- ・危険な場所に居住しているか否かをハザードマップ等により確認しておくこと
- ・避難所に避難するだけでなく、安全な親戚・知人宅へ避難することも考えてみること
- ・通常の非常用持ち出し物品等に加え、マスク、体温計、消毒液も持参すること
- ・避難前の健康状態等の確認を行うこと
- ・発熱、咳等のある者（以下「発熱者等」という）はかかりつけ医への事前電話後の受診、または健康相談コールセンター（健康相談コールセンターの連絡先は別表1参照）への電話相談を行うこと
- ・避難時にはマスク着用により避難すること

（2）濃厚接触者、自宅療養者への周知

- ・避難する際は、あらかじめ保健所との間で決めた避難先に向かうよう周知すること
- ・あらかじめ指定された避難先へ向かえない時は、お住まいの市町村へ連絡すること

2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の開設準備

（1）健康な者の避難所滞在スペースレイアウトの検討（別紙2）

- ① パーティションを利用する場合
 - ・少なくとも座位で口元より高いパーティションが望ましい
 - ・換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい
 - ・埃等を吸い込むことや床に長期的に横たわっていることによる二次健康被害を予防するため、パーティションの利用にあわせて段ボールベッドの利用についても検討すること
- ② 上記以外に、テントを利用する場合やテープ等による区画表示を行う場合も考えられるので実情に応じて検討すること
- ③ 区画等には番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理すること

- ④ 避難所内の通路を一方通行にするなど、できる限り通行者がすれ違わないようすること

(2) **発熱者（濃厚接触者、自宅療養者を除く）等の専用スペースの設置、レイアウトの検討（別紙3）**

- ・ 発熱者（濃厚接触者、自宅療養者を除く）等のために可能な限り個室を、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保すること
- ・ 頭の位置は通路から可能な限り離した位置とすること
- ・ 換気窓の位置を考慮した個室の配置とすること

(3) **避難所のレイアウト変更に伴う収容人数変更への対応**

- ・ レイアウト変更に伴い、収容人数が大きく変更する場合には、集会所等の別施設を避難所として開設するなど、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、ホテル、旅館等の使用のほか、他自治体への避難も検討すること
- ・ なお、近隣自治体に県有施設があれば対応を検討すること

(4) **避難受付のレイアウト・感染予防対策の検討（別紙4）**

- ・ 避難所の開設と同時に避難者の健康状態を確認するため避難所入り口の外等に事前受付を設置すること
- ・ 受付時の三密を避けるために順番待ちのテープを貼る、時間差を設ける、順番が来るまで車中で待機してもらうなどの対策を行うこと
- ・ 体調不良の確認を徹底するために可能であれば全ての避難所に保健師等を配置すること
- ・ 通常の避難所支援より多くの保健師等配置を要するため、事前に保健師等の人員体制を検討すること
- ・ 非接触型体温計による検温を基本とし、接触型体温計を使用する場合は、感染防止のために毎回消毒すること
- ・ 体調に異常がない避難者が、自らが移動できるよう、案内看板等を用意すること
- ・ 発熱者等を専用スペースへ誘導する際は、体調に異常のない避難者と動線を分けたルートを事前に検討すること
- ・ 発熱者等を専用スペースへ誘導するなどの対応方法を保健所に事前に確認し、必要な際に医師の診察が受けられるよう、協力体制を構築すること（保健所の連絡先は別表1－2参照）

(5) **運営スタッフの感染予防対策の検討**

- ・ 保健所の協力を得ながら運営スタッフへ新型コロナウイルス感染症を含めた感染症に関する正しい知識を提供すること
- ・ 運営スタッフは交代要員も含めて、事前に各自健康チェック、検温を行い、発熱のある人は従事させないこと
- ・ 運営スタッフの各自健康チェックにはチェックリスト等を活用し、毎日

時間を決めて行うこと

- ・検温するスタッフは、マスク、手袋を装着すること
- ・多数の人が触れる場所での作業時には手袋を着用し、作業後は手洗い、消毒を実施すること
- ・手袋は汚れたとき、破れたとき、一連の作業が終了したとき及び作業場所が変わるとときに交換すること

(6) 濃厚接触者への対応（別紙8-1、8-2、9）

- ・避難所において可能な限り個室管理とすること
個室管理が難しい場合には、専用スペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保すること
- ・避難所で十分な個室管理が難しい場合には、専用避難先の設置について検討すること
- ・レイアウトについては、「(2) 発熱者（濃厚接触者、自宅療養者を除く）等の専用スペースの設置、レイアウトの検討」を参照すること
- ・運営スタッフの感染予防対策については、「(5) 運営スタッフの感染予防対策の検討」を参照すること
- ・濃厚接触者の避難先、避難方法等については事前に保健所と相談して決定しておくこと
その際、保健所から提供を受ける個人情報の範囲及び時期についても確認しておくこと
- ・保健所において濃厚接触者が危険な場所に居住しているか否かを把握できるよう、ハザードマップ等による確認方法について、事前に説明しておくこと
- ・濃厚接触者が避難する際に相談できる相談窓口を設置すること
- ・濃厚接触者が退去後の消毒方法等について、保健所の指導に基づき対応すること

(7) 自宅療養者への対応（別紙9）

- ・災害時には宿泊療養施設等に速やかに避難することが原則であるが、宿泊療養施設等へ避難できない場合を想定して、一時的な避難先の設置について検討しておくこと
- ・一時的な避難先の設置ができず、避難所と同一の敷地内で確保する場合は原則別の建物とし、レイアウトについては事前に保健所と確認しておくこと
- ・運営スタッフの感染予防対策については保健所の指導に基づくこと
- ・自宅療養者の避難先、避難方法等については事前に保健所と相談しておくこと。その際、保健所から提供を受ける個人情報の範囲及び時期についても確認しておくこと
- ・保健所において自宅療養者が危険な場所に居住しているか否かを把握で

きるよう、ハザードマップ等による確認方法について、事前に説明しておくこと

- ・自宅療養者が避難する際に相談できる相談窓口を設置すること
- ・自宅療養者が退去後の消毒方法等について、保健所の指導に基づき対応すること

3. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所の運営方法の検討

(1) 人権侵害の防止

- ・避難者のプライバシー保護を徹底すること
- ・個人情報が記載されたチェックリストの取扱いには注意すること
- ・不確かな情報の拡散は人権侵害につながることがあるため、正しい情報や最新の情報の提供に努めること

(2) 基本的な感染症対策の徹底

- ・受付時の案内やチラシや避難所内の看板等で手洗い消毒や咳エチケット、マスクの着用の励行及び人ととの距離の確保を呼びかけること
- ・必要以上に大声を出さないよう周知すること
- ・30分に1回以上、数分間程度、定期的な換気を実施する
- ・換気方法は季節毎に適切な方法とすること
　<冬期における換気方法について>
 - 暖房器具を使用しながら、気候上可能な限り、常時換気（難しい場合には30分に1回以上、数分間程度、窓を全開にすることによる換気）を行うことに努めること
 - 窓開け換気による室温変化を抑えるために、一方向の窓を少しだけ開けて常時換気に努めること
 - 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）
 - 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができるが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意すること
- ・室温や保湿等に必要な設備や、毛布、防寒着等の防寒対策に係る備品等について、平時から確保に努めること
- ・アルコール消毒液を各入り口やトイレ等に設置すること
- ・手洗い場にハンドソープ、ペーパータオルを設置すること
- ・避難所に設置するアルコール消毒液その他の備品については適切な管理を行うこと
- ・手すり、ドアノブ等のほか、共有部分に設置してある設備の人が接触する部分はこまめに消毒すること
- ・建物内の土足厳禁を徹底すること

(3) 避難者の健康管理、保健指導（別紙5）

① 避難者への対応

- ・体温及び体調変化の把握は、方法と時間を決めて実施すること
- ・体温や体調変化の把握はチェックリストを活用するとともに重症化リスクのある人を把握すること
- ・熱中症リスクについても看板やチラシ等で周知すること（チラシについては別紙6参照）
- ・正しいマスクの着用や手洗いなどの感染防止のための保健指導を徹底すること
- ・避難者のために健康状態や避難所生活に関わる相談を受け付ける窓口を設置し、避難者の不安の解消に努めること

② 発熱者等への対応

- ・発熱者等への対応者をなるべく固定すること
- ・発熱者等が発生した場合の医療機関等への連絡体制を整備すること
- ・発熱者（等が過ごす専用スペースや移動の動線、発熱者などの受診体制、連絡方法などについて、保健所にあらかじめ相談し体制を整えること（保健所の連絡先は別表1－2参照）
- ・避難者等のかかりつけ医への受診は必ず事前電話をすることを周知すること
- ・基本的な感染症対策の徹底に加え、定期的な健康観察の実施すること
- ・体調不良等を相談しやすい相談窓口を設置すること
- ・体調変化（悪化）を直ちに把握し、対応できる体制を整備すること
- ・避難者等のかかりつけ医への受診は事前電話を行った後で行うこと

(4) 生活ルールの徹底

① ゴミの出し方の徹底

- ・ゴミ箱に明記するなど、ゴミ捨て場を分別すること
- ・ゴミ箱は足踏み式蓋つきを設置すること
- ・専用スペースでは個人単位ごとにゴミ袋を配布し、口を閉じて専用のゴミ箱に廃棄するよう周知すること
- ・ゴミを収集する職員は、マスク、手袋、フェイスシールド、長袖ガウン（レインコート等の代用も可）を着用し、作業後は手洗い、消毒を実施すること

② トイレの確保と清掃の徹底

- ・発熱者等と体調に異常がない避難者が使用するトイレは分けるとともにトイレまでの動線についても分けること
- ・便器の蓋を閉めてから水を流すよう周知すること
- ・清掃担当者は可能な限り固定すること
- ・清掃担当者は、マスク、手袋、フェイスシールド、長袖ガウン（レインコ

ート等の代用も可) を着用し、清掃後は手洗い、消毒を実施すること

(5) 食料、物資の配布方法の検討

① 食事の提供場所や食事スペース

- ・配布する食事を置くテーブル等はアルコール等でこまめに拭くこと
- ・食事スペースは間隔をとり、座席を間引いて対面にならないように横並びで着席すること
- ・食事提供の際は手渡しをしないこと
- ・個別包装の物を準備すること
- ・一斉に取りにくるような状況を避けるため、数区画毎に取りにきてもらうなど、事前に配布方法をアナウンスすること
- ・配布時には間隔をあけて並び、会話を控えるよう注意喚起すること
- ・配布場所の入口には消毒液を設置し、手指消毒を徹底すること
- ・テーブル等を清掃する担当者及び配布担当者は手袋、マスクを着用し感染防止策を徹底すること
- ・配布担当者は可能な限り固定すること
- ・食事中の会話を控えるよう注意喚起すること

② 物資の配布場所

- ・一斉に取りにくるような方法を避けるため、事前にアナウンス
- ・配布場所の入口には消毒液を設置し、手指消毒を徹底すること
- ・配布担当者は手袋、マスクを着用し感染防止策を徹底すること
- ・配布担当者は可能な限り固定すること

(6) 濃厚接触者、自宅療養者への対応

- ・濃厚接触者、自宅療養者への対応については事前に保健所と協議の上、決定しておくこと

4. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた防災物資の備蓄

(1) 感染症対策で必要となる防災物資の備蓄

- ・必要となる防災物資の備蓄に取り組むこと(別紙7)
例) 非接触型体温計、段ボールベッド、間仕切り、マスク、消毒液、使い捨て手袋、エプロン、フェイスシールド、ゴミ袋等
※段ボールベッド、間仕切りについては、島根県は西日本段ボール工業組合との間で災害時における調達等の協定を締結している
- ・段ボールベッドなど組み立てが必要になる防災物資については、組み立て方法を分かりやすく示したマニュアルの整備を行うこと

(2) 県の防災備蓄物資の状況

- ・防災備蓄物資の物資名、数量等に関する問い合わせ先
島根県防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885

5. その他

(1) 避難所閉鎖時の対応

- ・ 消毒の対応について、施設管理者と協議をすること

(2) 要配慮者への配慮

- ・ 新型コロナウイルス感染のリスクを踏まえ、要配慮者に対して十分な配慮を行うこと
- ・ 看板やチラシ等については「やさしい日本語」や外国語による多言語表記に努めること

(3) 収容人数等の周知

- ・ 収容人数に達した避難所はあらかじめ周知するなど、避難を分散化させるための周知を行うこと

別添資料一覧

別紙 1：配布ちらし（例）

別紙 2-1、2-2：健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

別紙 3：発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

別紙 4：新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（案）
＜避難受付時＞

別紙 5：新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（案）
＜避難受付以降＞

別紙 6：熱中症予防に関する配布ちらし（例）

別紙 7：備蓄物資リスト【衛生環境対策】（例）

別紙 8-1、8-2：濃厚接触者に関する対応について（例）

別紙 9：濃厚接触者・自宅療養者の専用避難所（先）について（例）

別表 1：健康相談コールセンター連絡先

チェックリスト集：

- ・健康管理チェックリスト（入所時）※避難者用
- ・健康管理チェックリスト（入所後）※避難者用
- ・健康管理チェックリスト（避難所開設時）※運営スタッフ用
- ・健康管理チェックリスト（避難所運営時）※運営スタッフ用

※県の下記ホームページにデータを掲載しています。

https://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bosai_shiryo/hinan_nsho.html

災害に備える

防災について話しあおう

避難場所や避難経路を確認しておきましょう。

市町村が作成しているハザードマップ等を用いて、お住まいの地域の危険箇所を調べ、家族や地域の方と避難場所や避難する道順を話し合っておきましょう。避難場所に避難するだけでなく、安全な親戚・知人宅へ避難することも考えてみましょう。



話し合う際のポイント（例）

①自宅は安全か。



②避難場所はどこか。



③地域の危険場所はどこか。



④どの道を通って避難するか。



⑤子どもやお年寄りはどうやって避難するか。



⑥非常持ち出し品を準備しているか。



避難ルートを歩いてみよう

休日などを利用して、自宅から避難場所まで実際に歩いてみましょう。川のそばや崖に近い道、橋などはできるだけ避け、安全なルートを探してください。災害時の状況によっては、通路が通行止めになる可能性もあるので、複数のルートを考えておくと安心です。



災害に備える

非常持出品(水、食料等)の準備

災害発生時に備えて持出品を準備しておきましょう。

非常持出品とは、避難するときに持ち出す最低限の必需品です。重すぎると避難に支障が出るので、必要最低限のものをまとめ、すぐに取り出せるところに保管しておきましょう。

非常持出品チェック表(例)



通常の非常持出品に加えて、マスクやアルコール消毒液、体温計を備えておきましょう。避難所では数に限りがありますので、可能な限り、ご自身でご持参ください。

家族構成に合わせた準備を

非常持出品は、マニュアルどおりのものをそろえるだけでは足りません。家族の人数分をそろえることはもちろん、家族構成に合わせて必要なものを考えてみましょう。

例えば子どもがいる家庭では、子どもの年齢によって必要なものが変わっていくので定期的に見直すことも大切です。



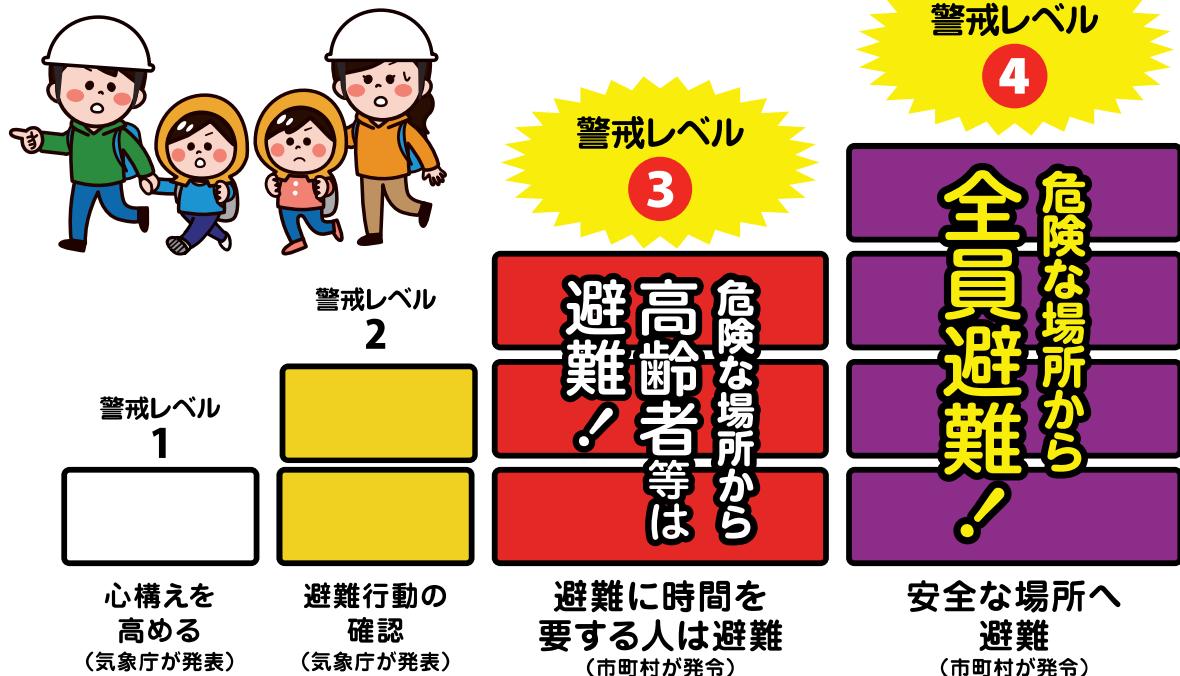
避難するとき

災害から命を守るために

警戒レベルに応じた行動をとりましょう。

自宅等が危険な場所にある場合は、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況でも、災害時には避難することが原則です。

いつ避難するかを分かりやすくするため、5段階の「警戒レベル」で避難のタイミング等をお知らせします。



しまね防災メールを使った防災情報の入手

「しまね防災メール」では、地震・津波情報、気象注警報、土砂災害警戒情報、河川洪水予報、国民保護情報など防災情報や緊急のお知らせをメールで配信します。

どなたでもご登録いただけますので、ぜひご活用ください。

※無料でご利用いただけますが、通信に要する費用(パケット料)は、ご利用される方の負担となります。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため

緊急避難の際に一人ひとりが気をつけること

新型コロナウイルス感染症が収束していない状況で、もし災害が発生したら？

一人ひとりが自覚と思いやりをもって行動することが、感染拡大や混乱をくい止めるためには必要不可欠です。



避難時に気をつけること

- マスクを着用して避難場所へ向かいましょう
- 避難場所に持つて行くものを確認しましょう



マスク



アルコール消毒液



体温計



食 料



水



常用薬



お薬手帳

…など

避難場所で気をつけること

- 避難場所に入る前に、体調チェックを受けましょう
- 避難場所のルールに従つて行動しましょう

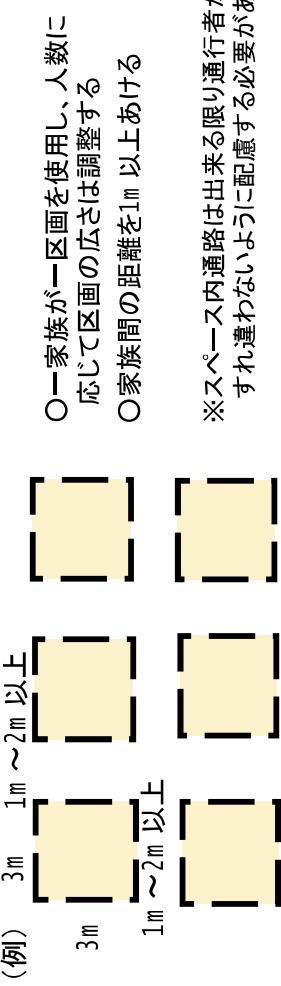
ルール例

- ・マスクを着用する
 - ・会話は距離をとつて、必要最低限にとどめる
 - ・こまめに体温をチェックする
 - ・こまめに手洗いや消毒をする
- ※体調不良を感じたら、すぐに避難場所スタッフに報告！

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

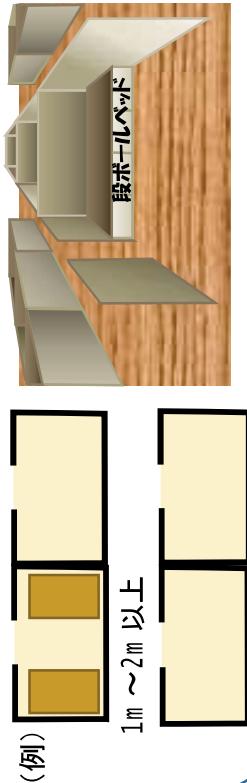
- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーテーションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊娠婦等が滞在する場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

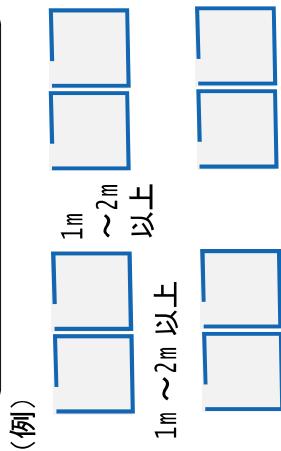


パーテーションを利用した場合

○飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いもののが望ましい。



テントを利用した場合



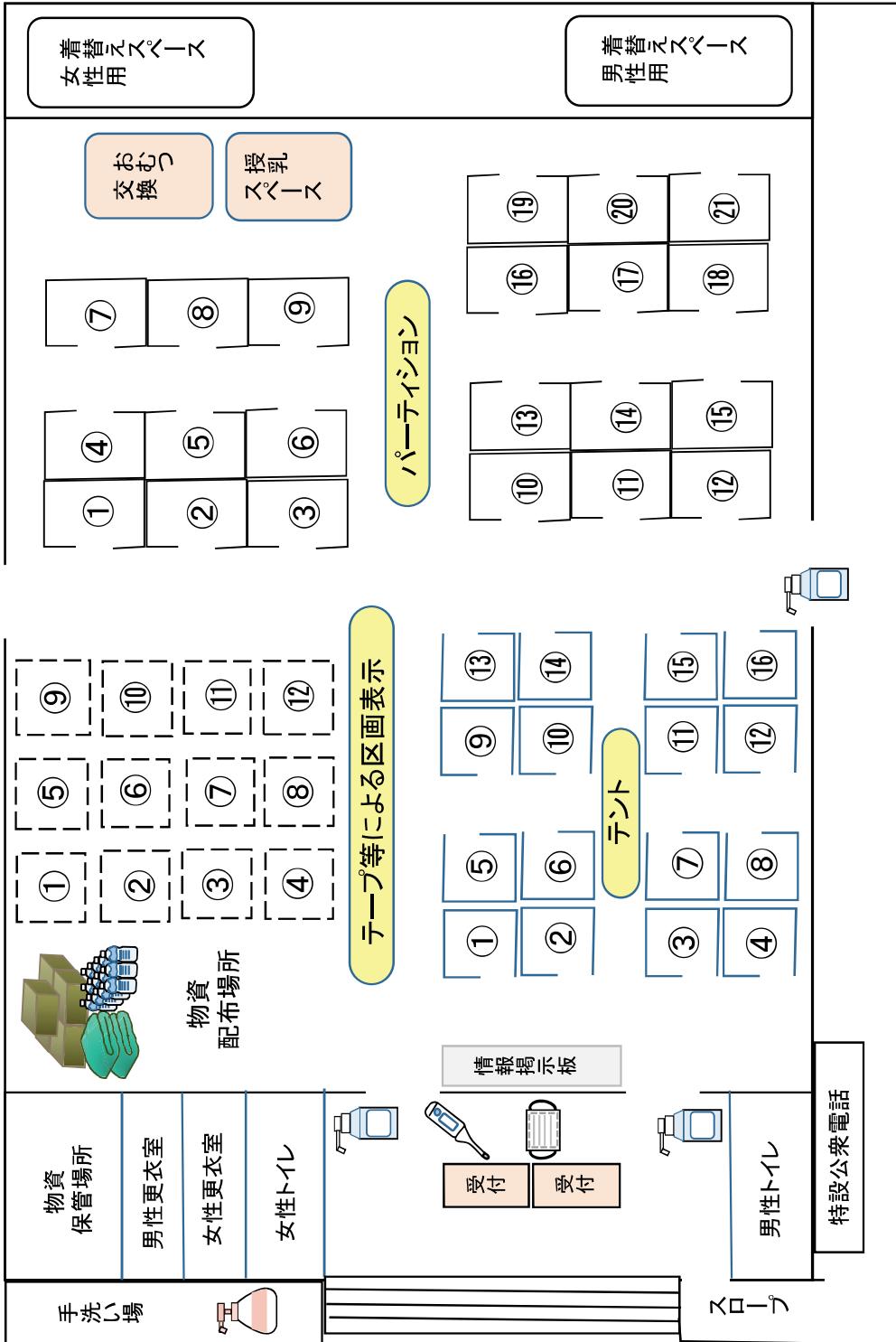
○テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。



- ※ 人と人の間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることを意識して過ごしていただこうことが望ましい。
- ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人ととの距離が1mとなる区域に入るのはマスクを着用する。
- ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

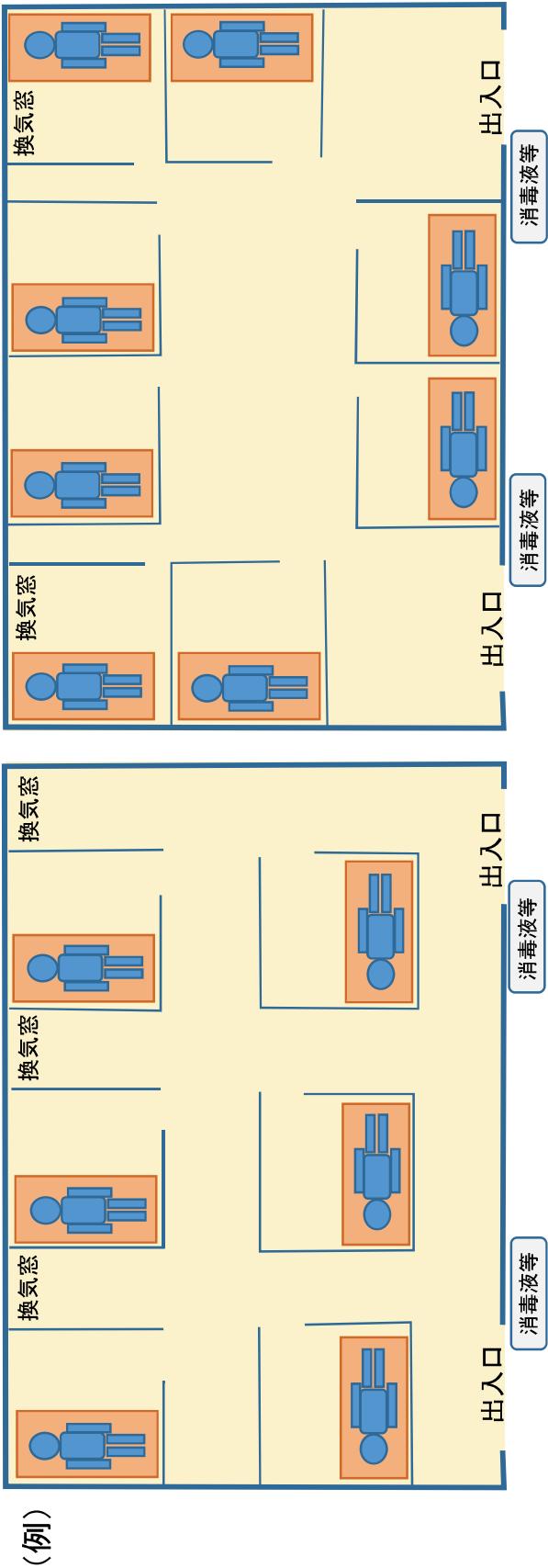
健健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

●テープ等による区画表示やパーテイション、テントを利用して管理する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーテーションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーテーションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。

・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。

(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊娠婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）<避難受付時>

専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健常な人ととの兼用は不可。)

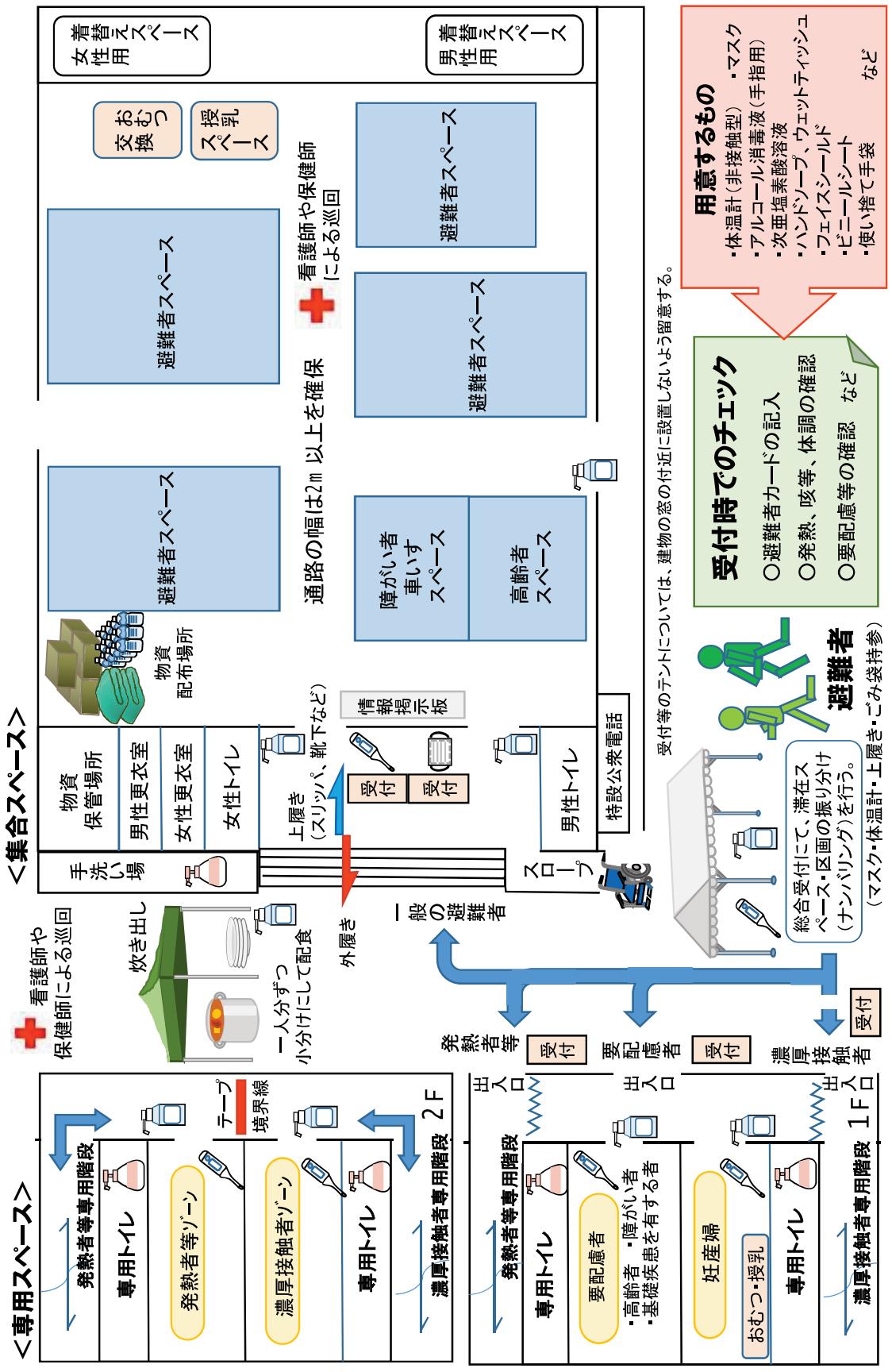
専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確保できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途設設することも考えられます。

● 軽症者等
（一時的）

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

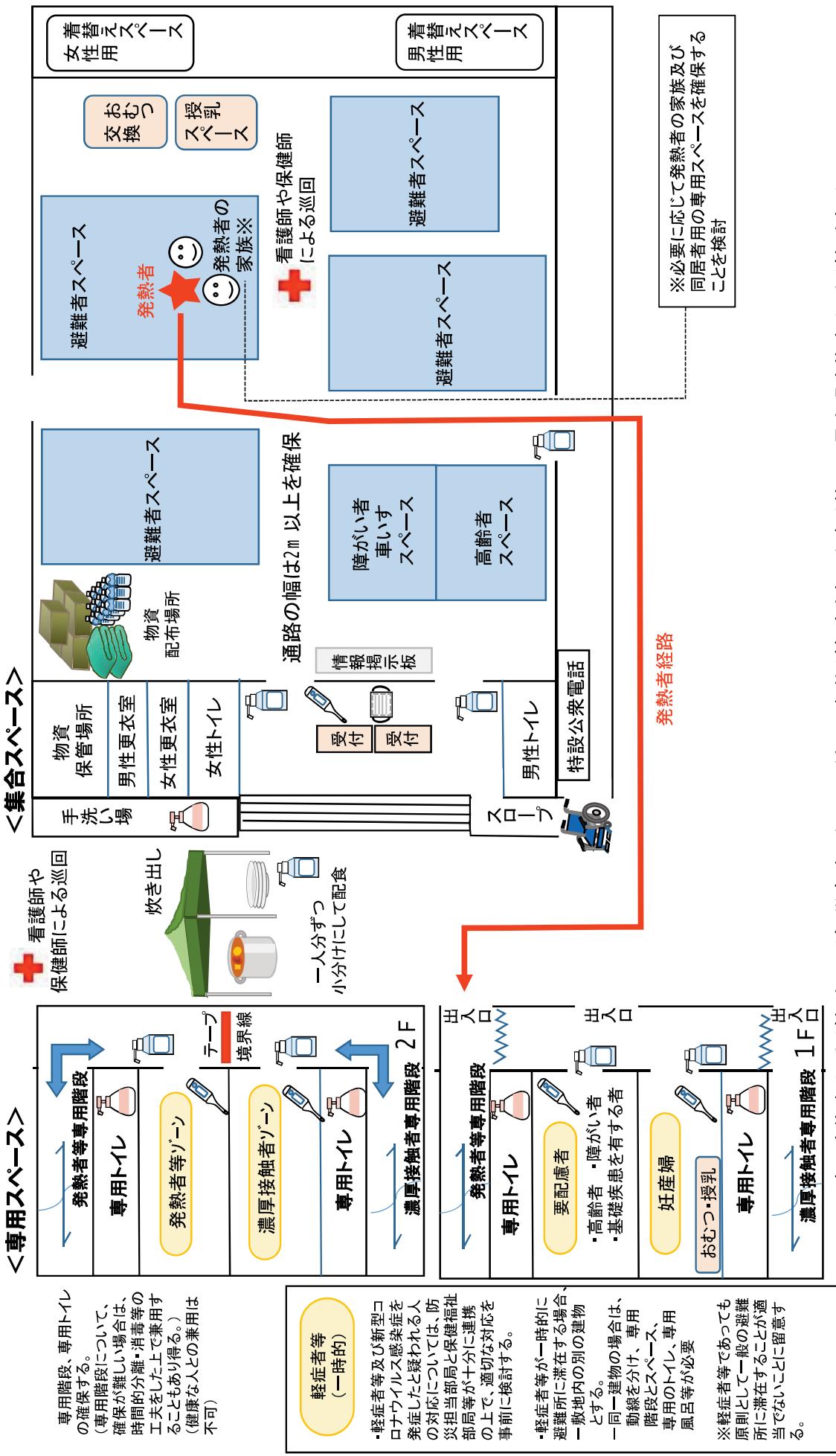
※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

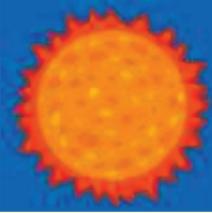
新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）<避難受付以降>

別紙5



* 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：内閣府 R2. 6. 10 第2版



令和2年度の 熱中症予防行動

環境省
厚生労働省
令和2年5月

「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント

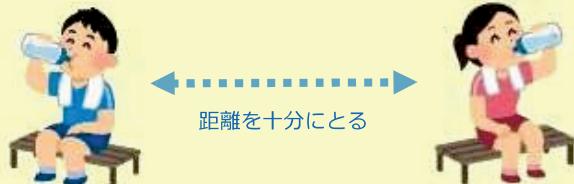
新型コロナウイルスの出現に伴い、感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の「新しい生活様式」が求められています。このような「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイントは以下のとおりです。

1 暑さを避けましょう

- ・エアコンを利用する等、部屋の温度を調整
- ・感染症予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整
- ・暑い日や時間帯は無理をしない
- ・涼しい服装にする
- ・急に暑くなった日等は特に注意する



2 適宜マスクをはずしましょう



- ・気温・湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ・屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合には、マスクをはずす
- ・マスクを着用している時は、負荷のかかる作業や運動を避け、周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩を

3 こまめに水分補給しましょう



- ・のどが渴く前に水分補給
- ・1日あたり1.2リットルを目安に
- ・大量に汗をかいた時は塩分も忘れずに

4 日頃から健康管理をしましょう



- ・日頃から体温測定、健康チェック
- ・体調が悪いと感じた時は、無理せず自宅で静養

5 暑さに備えた体作りをしましょう



- ・暑くなり始めの時期から適度に運動を
- ・水分補給は忘れない、無理のない範囲で
- ・「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日30分程度

高齢者、子ども、障害者の方々は、熱中症になりやすいので十分に注意しましょう。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からも積極的な声かけをお願いします。



備蓄物資リスト【衛生環境対策】

別紙 7

避難所における衛生環境対策 として必要と考えられるもの

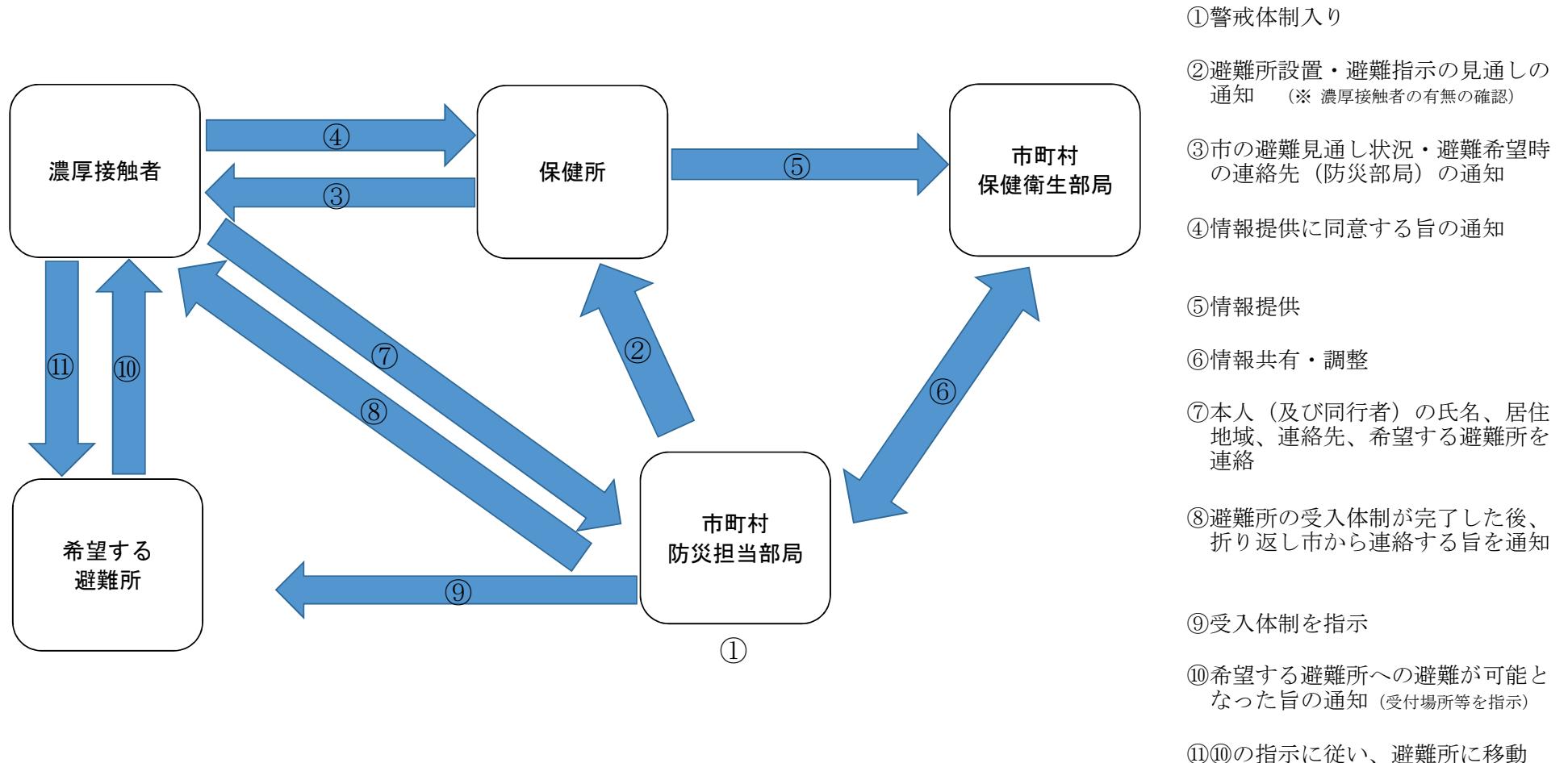
物 資
マスク
アルコール手指消毒液
体温計
非接触型体温計
除菌用アルコールティッシュ
タオル（ただし1回使用ごとに廃棄）
ペーパータオル
新聞紙（吐物処理用）
ハンドソープ
清掃用の家庭用洗剤
次亜塩素酸ナトリウム
フェイスシールド
カッパ
使い捨て手袋（ビニール手袋も可）
ラップ
ポリ袋
レジ袋
ジップロック袋
ゴミ袋
バケツ
スプレー容器
蓋つきゴミ箱（足踏み式）
簡易トイレ（凝固剤式）
段ボールベッド（簡易ベッド）
パーティション

出典：令和2年7月6日付け内閣府等
「避難所における新型コロナウィルス感染症への対応に関するQ&A（第2版）について」

濃厚接触者に関する対応について（例）

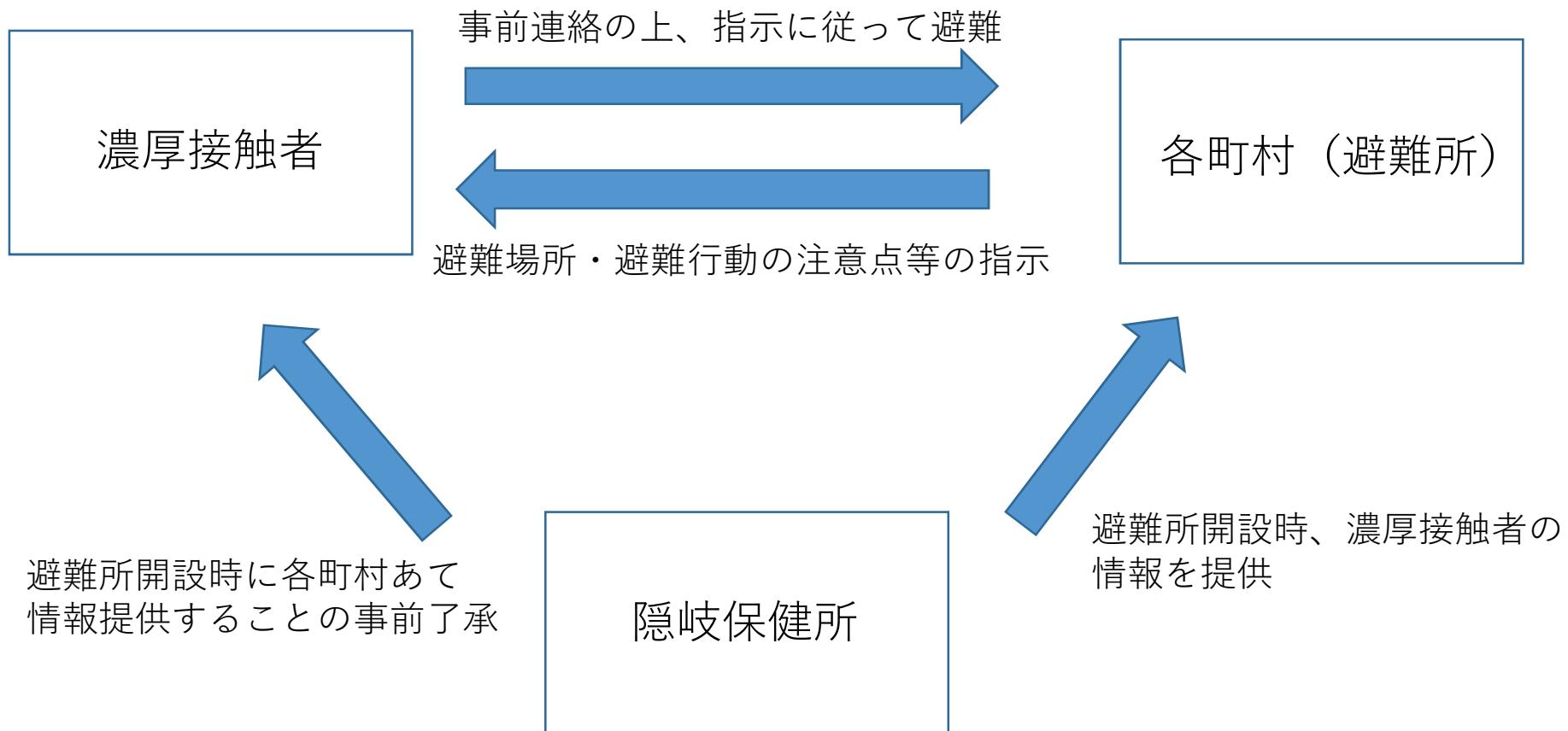
別紙8－1

○想定：台風接近に伴う避難所設置・避難指示発令に向けた対応（例 10月18日 県総合防災訓練における想定）

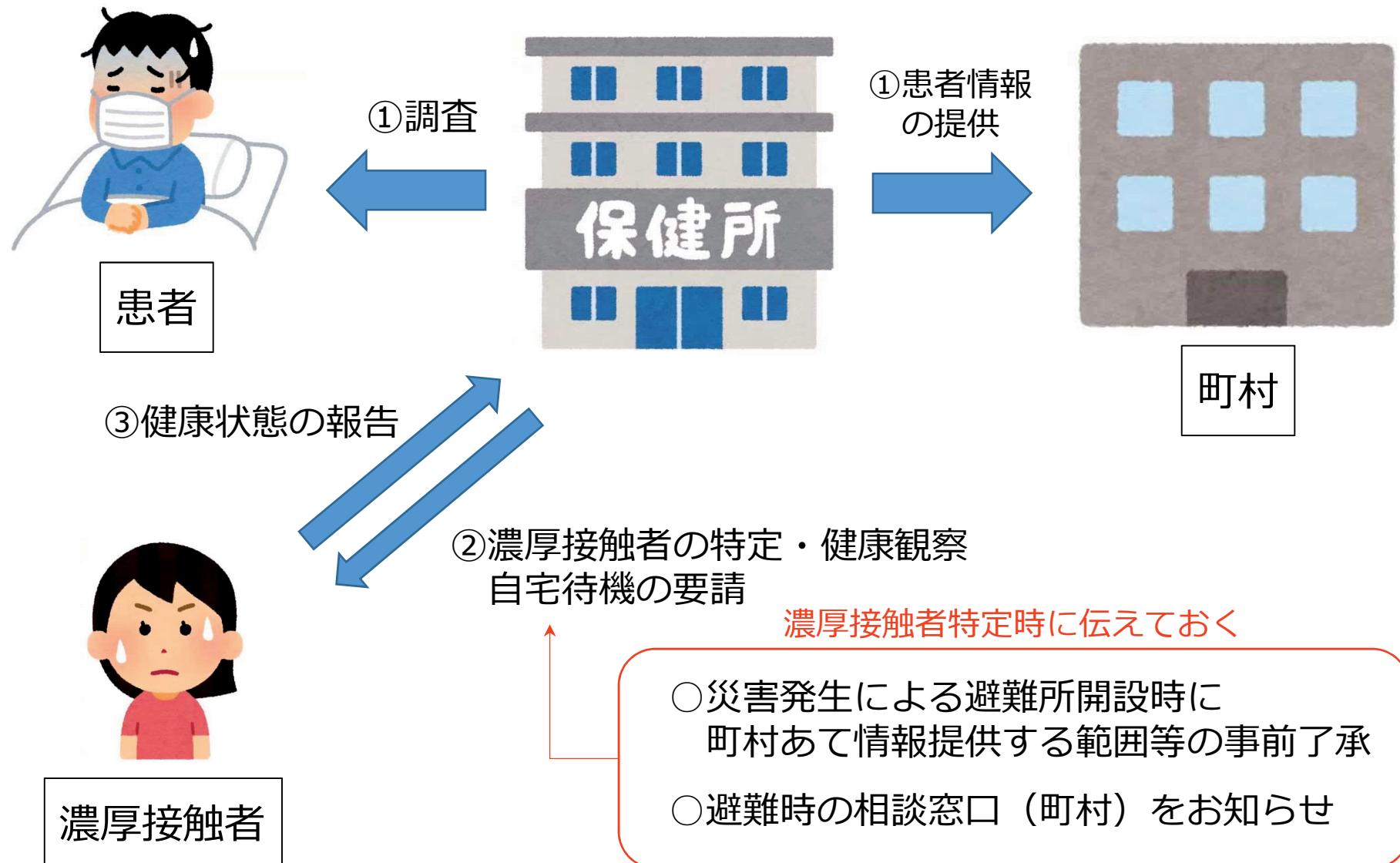


濃厚接触者に関する対応について（例）

○隠岐保健所における事例

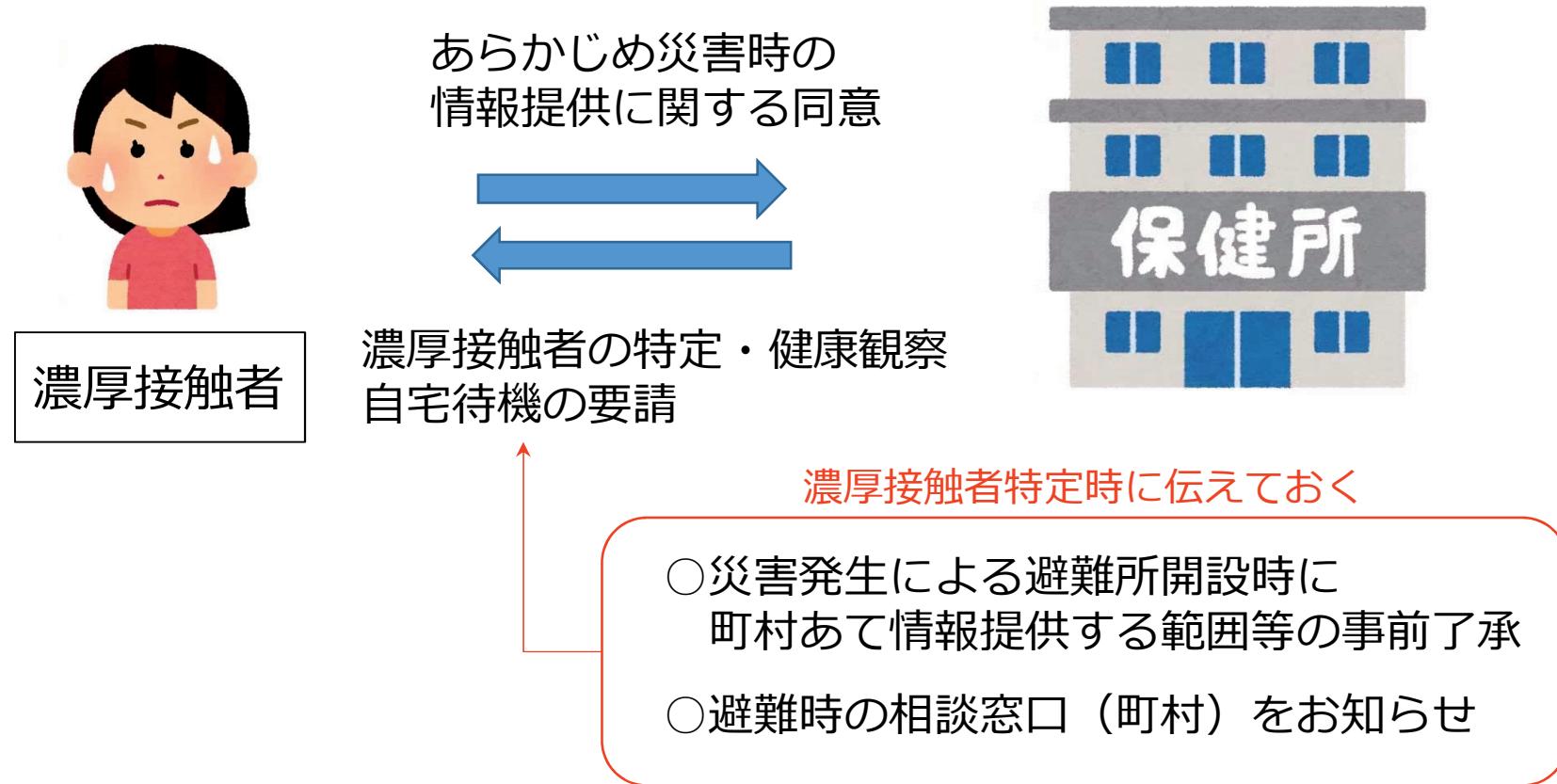


新型コロナウイルス感染症患者発生時の動き（隠岐保健所の例）



※患者の居所が本土で、濃厚接触者が隠岐にいる場合、

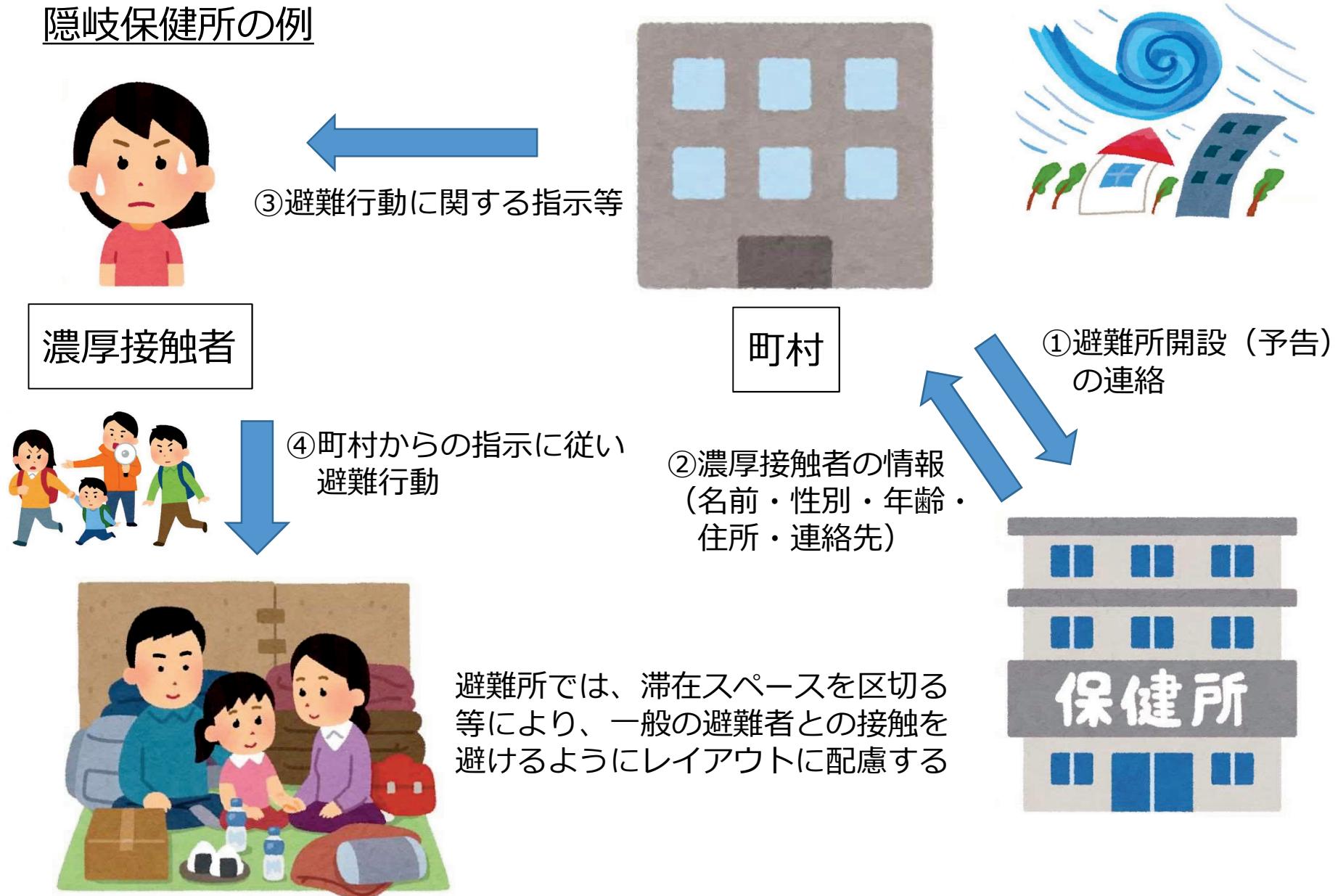
新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と隠岐保健所のやりとり



※保健所が町村に情報提供することについて本人の同意が得られない場合は、避難行動前に、必ず相談窓口（町村）に本人から連絡するようにお伝えする。

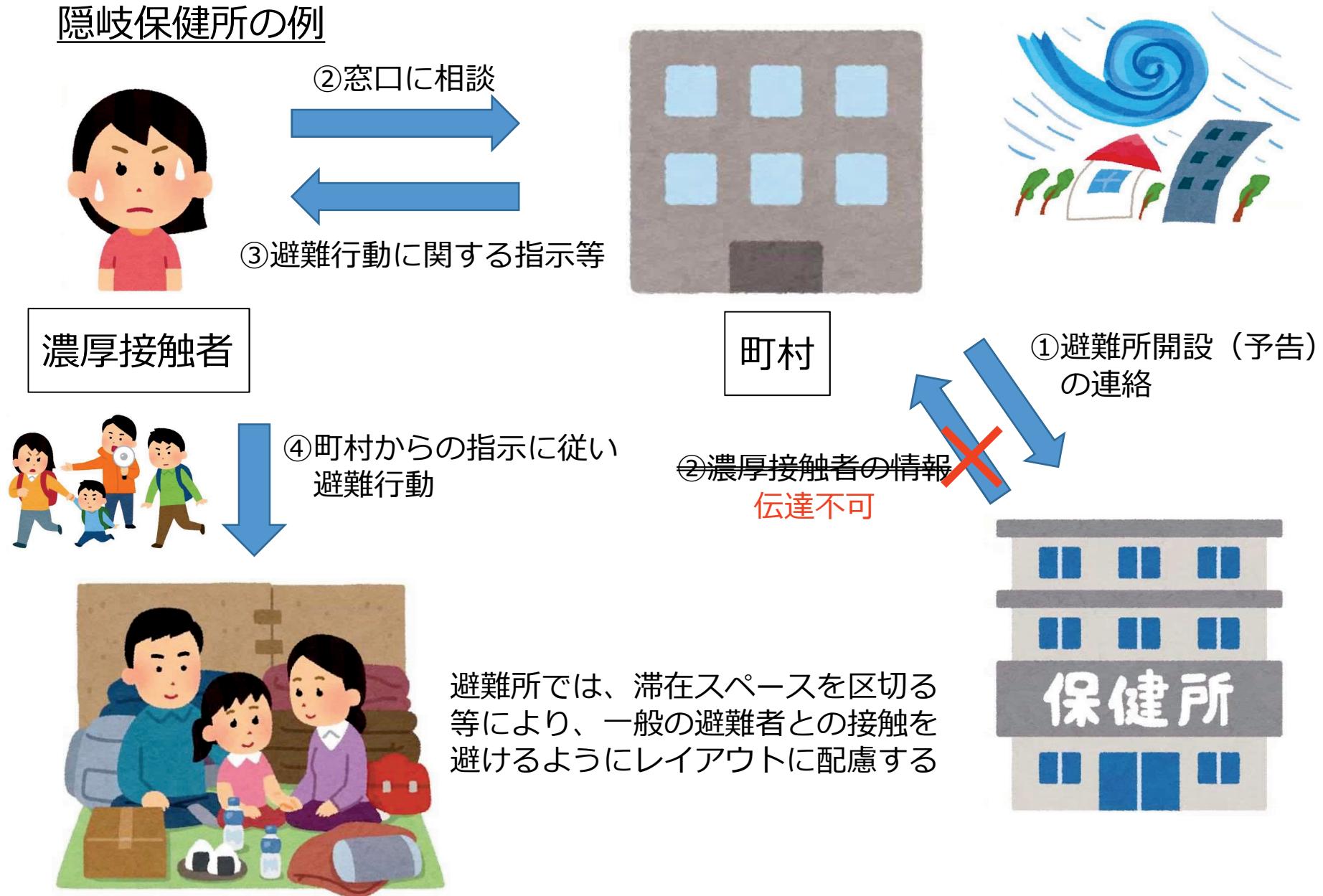
災害発生による避難所開設時の動き（濃厚接触者の同意有）

隠岐保健所の例



災害発生による避難所開設時の動き（濃厚接触者の同意無）

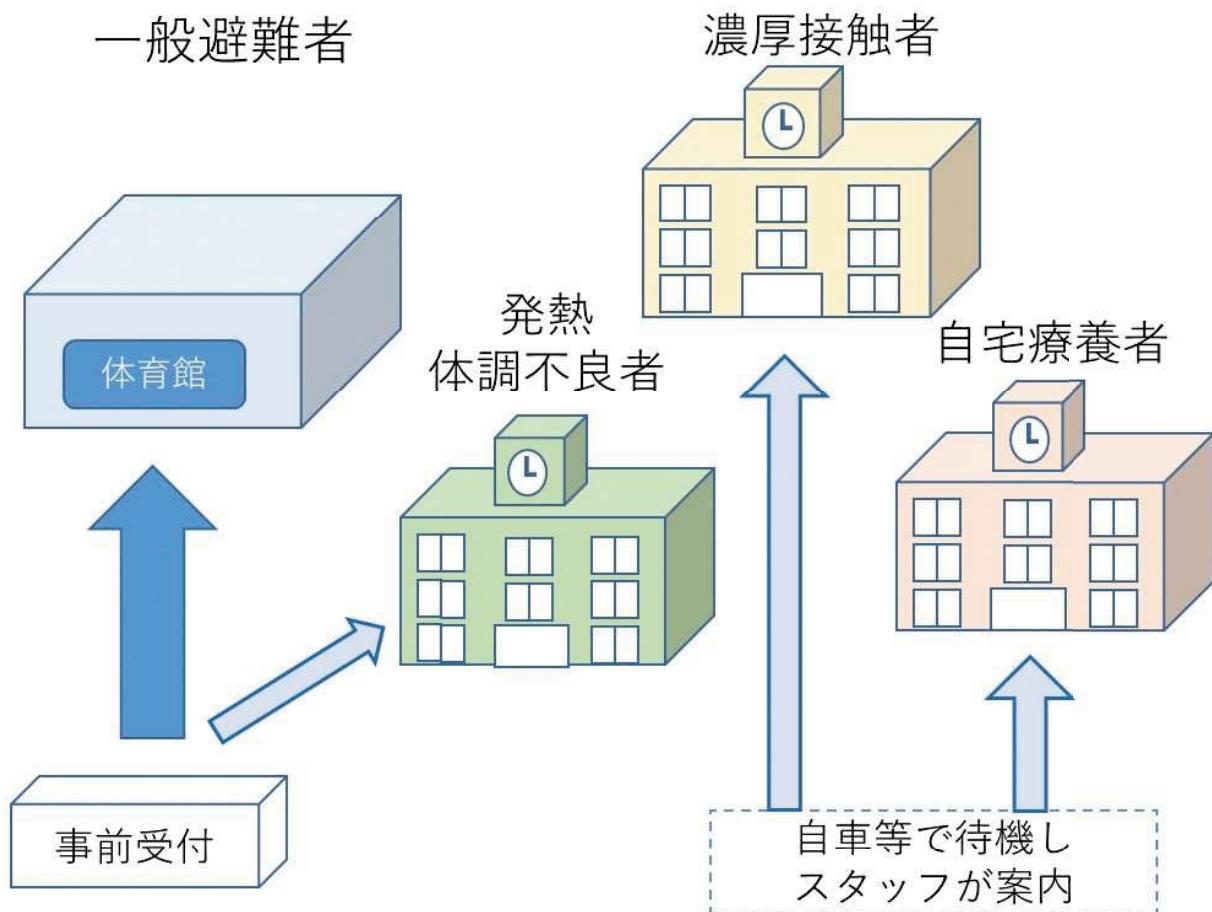
隠岐保健所の例



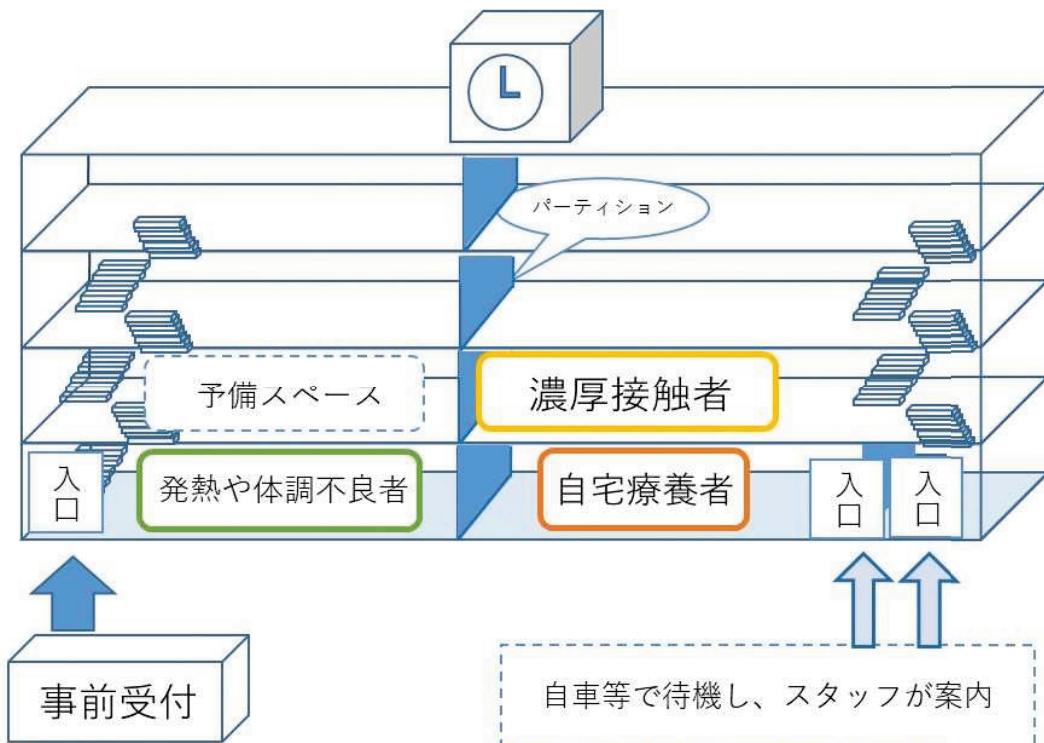
濃厚接触者・自宅療養者の専用避難所(先)について（例）

濃厚接触者や自宅療養者の専用避難所(先)は、専用施設を確保することとするが、確保できない場合は、動線を分け、専用通路・階段、専用トイレを設置し、完全分離する

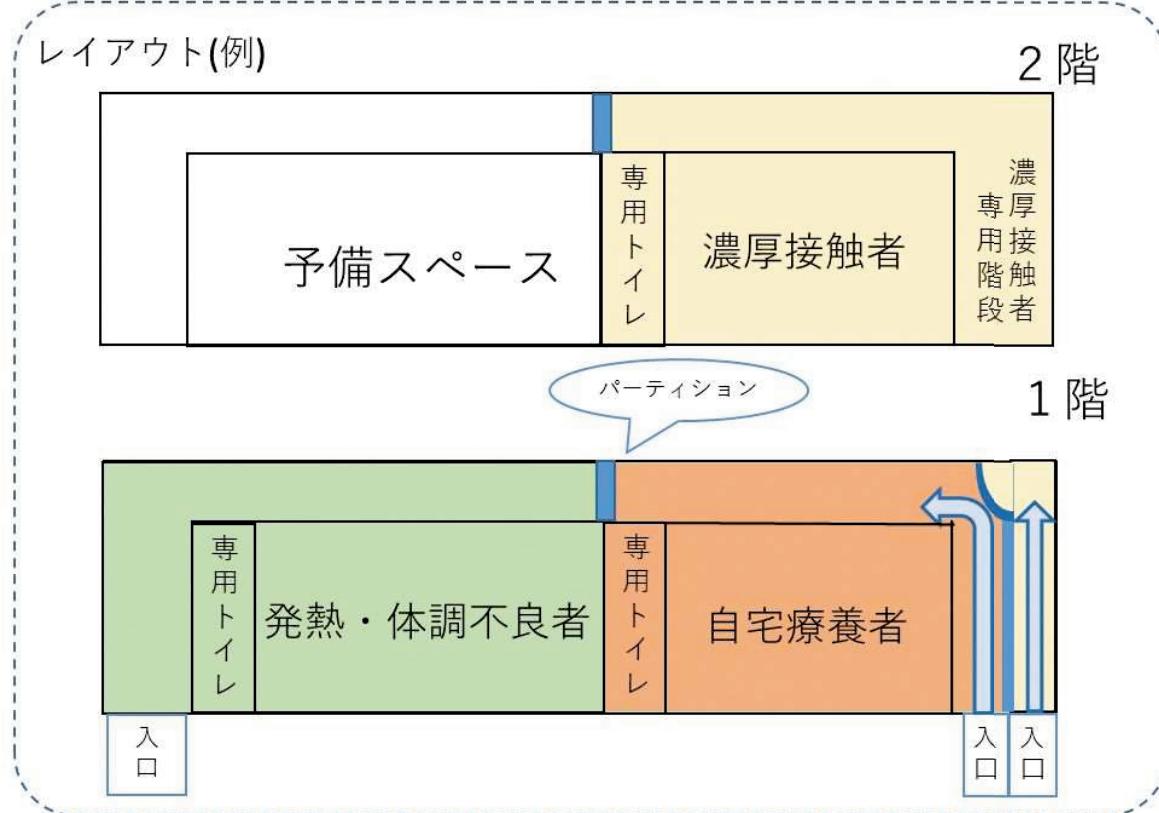
① 専用の建物や施設を使用する場合



② 1棟の中を区分して使用する場合



レイアウト(例)



(q)

出典：岐阜県 避難所運営ガイドライン「新型コロナウイルス感染症対策編」（令和3年10月）

別表 1

健康相談コールセンター連絡先

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県共同設置 松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隱岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、 隱岐の島町	08512-2-9900

健康管理チェックリスト(入所時)

避難者氏名 : _____

○入所時のゾーニングに関する項目

1	<input type="checkbox"/>	感染が確認されている人の濃厚接触者で、健康観察中でしたか。
2	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触はありましたか。
3	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者の流行地域 ^{注)} に行きましたか。
4	<input type="checkbox"/>	高熱が現在ありますか。※検温結果 °C
5	<input type="checkbox"/>	高熱が数日以内にありましたか。
6	<input type="checkbox"/>	強いだるさがありますか。
7	<input type="checkbox"/>	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか。
8	<input type="checkbox"/>	においや味を感じにくいですか。
9	<input type="checkbox"/>	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか。

○持病や要配慮に関する項目

10	<input type="checkbox"/>	介護や介助が必要ですか。
11	<input type="checkbox"/>	障がいがありますか？
12	<input type="checkbox"/>	乳幼児がいますか。(妊娠中も含む)
13	<input type="checkbox"/>	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？
14	<input type="checkbox"/>	この他に、心の面も含めて気になる体調の変化はありますか。

※認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)

「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」を参考に作成

注) 緊急事態宣言の対象地や地方自治体から住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域のこと

健康管理チェックリスト(入所後)

避難者氏名 :

- 毎朝、体温を測定して記入してください。
- こまめな手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
- 以下の場合は、必ず避難所運営スタッフに報告してください。
 - ・発熱がある
 - ・強いだるさ（倦怠感）がある。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、咳や痰、のどの痛みがある。等

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
時間								
体温	°C							
強いだるさ	無・有							
息苦しさ等	無・有							

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
時間								
体温	°C							
強いだるさ	無・有							
息苦しさ等	無・有							

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
時間								
体温	°C							
強いだるさ	無・有							
息苦しさ等	無・有							

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
時間								
体温	°C							
強いだるさ	無・有							
息苦しさ等	無・有							

※認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)

「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」を参考に作成

健康管理チェックリスト(避難所開設時)

氏名 : _____

1	<input type="checkbox"/>	感染が確認されている人の濃厚接触者で、健康観察中でしたか。
2	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触はありましたか。
3	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者の流行地域 ^{注)} に行きましたか。
4	<input type="checkbox"/>	高熱が現在ありますか。※検温結果 °C
5	<input type="checkbox"/>	高熱が数日以内にありましたか。
6	<input type="checkbox"/>	強いだるさがありますか。
7	<input type="checkbox"/>	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか。
8	<input type="checkbox"/>	においや味を感じにくいですか。
9	<input type="checkbox"/>	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか。
10	<input type="checkbox"/>	障がいがありますか？
11	<input type="checkbox"/>	乳幼児がいますか。(妊娠中も含む)
12	<input type="checkbox"/>	呼吸器疾患、糖尿病、その他の持病はありますか？
13	<input type="checkbox"/>	この他に、心の面も含めて気になる体調の変化はありますか。

※認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)

「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」を参考に作成

注) 緊急事態宣言の対象地や地方自治体から住民に対して不要不急の外出自粛を要請している地域のこと

健康管理チェックリスト(避難所運営時)

氏名：_____

- 毎朝、体温を測定して記入してください。
- こまめな手洗いを行い、咳エチケットを守りましょう。
- 以下の場合は、必ず避難所運営スタッフ責任者に報告してください。
 - ・発熱がある
 - ・強いだるさ（倦怠感）がある。
 - ・息苦しさ（呼吸困難）、咳や痰、のどの痛みがある。等

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
時間								
体温	°C							
強いだるさ	無・有							
息苦しさ等	無・有							

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
時間								
体温	°C							
強いだるさ	無・有							
息苦しさ等	無・有							

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
時間								
体温	°C							
強いだるさ	無・有							
息苦しさ等	無・有							

日付	/	/	/	/	/	/	/	/
時間								
体温	°C							
強いだるさ	無・有							
息苦しさ等	無・有							

※認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)

「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」を参考に作成